

成年後見制度利用支援事業【報酬助成】の市町村別実施状況(H26年4.1現在)

H26.04.30

No.	市町村	根拠規程・要綱	最新改定	報酬助成の有無		成年被後見人等の資産的要件・条件、等	助成額		助成申請手続	申請出来る人
				首長申立	その他		区分	額(上限)		
1	千葉市	千葉市成年後見制度利用支援事業実施要綱(第4条)	H22.04.01	○	× 第5条1項	(1)生活保護法第6条第1項に規定する被保護者 (2)中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の規定による支援給付受給者 (3)対象者が属する世帯全員が市民税非課税であって、以下の収入及び資産基準の両方を満たす者 世帯人数 世帯合計収入 資産(現金、預貯金等) ・単身世帯 150万円以下 350万円以下 ・2人世帯 200万円以下 450万円以下 ・3人世帯 250万円以下 550万円以下 ・4人以上 (50万円/人を加算) (100万円/人を加算)	施設	18千円/月	1.成年後見人等報酬助成申請書を提出 【必要書類】・・不明(申請書未入手の為) 2.成年後見人当報酬助成(決定・却下)通知書の通知	・成年後見人等
							その他	28千円/月		
2	銚子市	銚子市成年後見人等報酬支払費用の助成に関する規則	H19.04.23	○	× 第1条	(1)助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難と認められるとき。 (2)生活保護を受けているとき。 (3)その他市長が助成の必要があると認めるとき。	在宅	28千円/月	1.成年後見人等報酬費用助成金交付申請書を提出 (審判から2か月以内) 【必要書類】 ・公的年金等の源泉徴収票の写しその他の収入状況を証する書類 ・金銭納簿の写しその他の必要経費を証する書類 ・財産目録の写しその他の財産状況を証する書類 ・報酬付与の審判決定書の写し ・登記事項証明書(成年後見人等が申請を行う場合に限る。) ・代理権付与の審判決定書の写し(保佐人又は補助人が申請を行う場合に限る。) 2.成年後見人等報酬費用助成金交付決定通知書の通知 3.成年後見人等報酬費用助成金交付請求書を提出	・成年被後見人等 ・成年後見人 ・代理権の付与されている保佐人、補助人
							施設入院	18千円/月		
3	市川市	市川市成年後見人等報酬助成金の支給に関する要綱	H26.04.01	○	○ 第3条	(1)生活保護法に基づく被保護者である者 (2)成年後見人等に対し報酬を支払うことが困難であると市長が認める者 ④親族後見人等は対象外	施設	18千円/月	1.市川市成年後見人等報酬助成金交付申請書を提出 (審判から2ヶ月以内) 【必要書類】 ・市川市居住であること等を証する書類 ・助成対象者の所得の状況を証する書類 ・家庭裁判所が助成対象者の配偶者又は4親等以内の親族以外の者を成年後見人等として選任していることを証する書類 ・被保護者の場合は、被保護者であることを証する書類 ・助成対象者の資産の状況並びに収入及び支出の状況を確認することができる書類(被保護者以外) ・助成対象者の成年後見人等が成年後見人等として行った事務の内容を記載した書類 ・成年後見人等の報酬として家庭裁判所が定める額を証する書類 ・他の市区町村から助成を受けることができる場合には、当該助成の額を確認できる書類 ・その他市長が必要と認める書類 2.市川市成年後見人等報酬助成金交付可否決定通知書の通知 3.申請者が指定した金融機関の口座に振り込む	・成年被後見人等 (規定なし)
							その他	28千円/月		

成年後見制度利用支援事業【報酬助成】の市町村別実施状況(H26年4.1現在)

H26.04.30

No.	市町村	根拠規程・要綱	最新改定	報酬助成の有無		成年被後見人等の資産的要件・条件、等	助成額		助成申請手続	申請出来る人
				首長申立	その他		区分	額(上限)		
4	船橋市	<ul style="list-style-type: none"> 船橋市成年後見制度利用支援事業実施要綱(第3条2項) 船橋市成年後見制度利用支援事業実施要領 	H24.07.09	○	○ 第3条2項	(1)生活保護法の規定による保護を受けている世帯に属する者 (2)生活保護世帯に準ずる世帯に属する者(以下のいずれにも該当) - 成年被後見人等の所有する現金及び預貯金の合計額が100万円以下の者 - 成年被後見人等の世帯の収入額から家庭裁判所の決定した成年後見人等報酬を支払った場合に、生活保護法の規定による保護の基準により算定した最低生活費を下回る世帯に属する者 (3)その他成年後見人等の報酬を負担することが困難であると市長が認めた者(下記のいずれかに該当) - (2)の要件を満たさない者のうち、預貯金、収入等があっても親族等に通帳等を持ち出され行方不明であるなどやむを得ない事由により成年後見人等報酬の支払が困難と認められる者 - (2)の要件を満たさない者のうち、多額の債務を抱えており成年後見人等報酬の支払が困難と認められる者 - その他(2)の要件を満たさない者のうち、前2号に準ずるやむを得ない理由により成年後見人等報酬の支払が困難と市長が認めた者	在宅	28千円/月	1.船橋市成年後見人等報酬助成金交付申請書を提出 (審判から60日以内) 【必要書類】 ・公的年金等の源泉徴収票、申告書の写しその他の収入を証する書類 ・金銭出納簿の写し ・報酬付与の審判決定書の写し ・その他市長が認めるもの (市長が成年後見等開始審判の請求を行った以外の場合) ・住民票の写し ・後見登記されていることを証する書類 ・報酬助成申請時点の財産目録 ・本人の収支予定表 ・世帯全員分の所得証明書 2.船橋市成年後見人等報酬助成金交付可否決定通知書の通知 3.船橋市成年後見人等報酬助成金交付請求書を提出	・成年被後見人等 ・成年後見人等
			施設入院				18千円/月			
5	館山市	館山市成年後見制度利用支援事業実施要綱(第6条)	H23.03.30	○	× 第1条	(1)生活保護法による保護の基準により算出した成年被後見人等の生活保護基準額(冬季加算を含む。)に家庭裁判所が決定した成年後見人等に対する報酬金額を加えた額が成年被後見人等の収入を超えるとき。 (2)成年被後見人等がその収入、預貯金及び即時に換金可能な資産のうちから報酬金額を支払うことにより、当該成年被後見人等がその生計を維持することが困難になると認められるとき	在宅	28千円/月	1.成年後見人等報酬扶助申請書を提出 【必要書類】 ・報酬付与の審判書の写し ・家庭裁判所に提出した被後見人等の財産目録の写し ・その他必要と認める書類 2.成年後見人等報酬扶助決定(却下)通知書の通知 3.成年後見人等報酬扶助請求書の提出	扶助を受けようとする者
							施設	18千円/月		
6	木更津市	木更津市成年後見人等報酬助成金交付規則	H24.12.28	○	○ 第3条	(1)4親等内の親族がいない、又は4親等内の親族の支援を受けられないこと。 (2)生活保護法による保護を受けていること、又は本人の収入や資産等(生活維持のために活用されており、かつ、処分するよりも保有することにより生活維持のための利益が多いもの又は社会通念上処分することが適当でないものを除く。)の状況から後見人等に対する報酬を支払うことが困難であると認められること。	28千円/月		1.成年後見人等報酬助成金交付申請書を提出 (審判から1か月以内) 【必要書類】 ・後見人等に対する報酬付与の審判書の写し ・被後見人等が報酬を支払うことが困難であることが確認できる書類 2.成年後見人等報酬助成金交付可否決定通知書の通知 3.決定日から30日以内に口座振替で支払い	・成年被後見人等 ・成年後見人等
7	松戸市	松戸市成年後見人等報酬助成金交付要綱	H22.09.30	○	○ 第3条	(1)生活保護法による生活保護受給者及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給者 (2)助成を受けなければ成年後見人等への報酬の支払いが困難な状況にあると認められる者 (3)親族後見人等は対象外	在宅	28千円/月	1.事前協議が必要(第5条3項) 2.松戸市成年後見人等報酬助成金交付申請書を提出 (審判から60日以内) 【必要書類】 ・成年被後見人等の公的年金等の源泉徴収票、申告書の写しその他の収入を証する書類 ・収支状況報告書及び財産目録の写し ・成年後見人等に対する報酬付与の審判決定書の写し 3.松戸市成年後見人等報酬助成金交付決定(却下)通知書の通知	成年被後見人等 成年後見人等
							施設入院	18千円/月		
8	野田市	野田市成年後見制度利用支援事業実施規則(第7条)	H25.02.25	○	× 第3条	(1)生活保護法による保護の基準により算出した成年被後見人等の生活保護基準額(各種加算を含む。)に家庭裁判所が決定した成年後見人等に対する報酬金額を加えた場合において、その合計金額が成年被後見人等の収入を超えるとき。 (2)成年被後見人等がその収入、預貯金及び換金可能な資産の中から家庭裁判所が決定した成年後見人等に対する報酬金額を支払うことにより、当該成年被後見人等が生計を維持することが困難になると認められるとき。	20千円/月		1.野田市成年後見人等報酬費用助成申請書を提出 【必要書類】 ・報酬付与の審判書の写し ・家庭裁判所に提出した成年被後見人等の財産目録の写し 2.野田市成年後見人等報酬費用助成決定(却下)通知書の通知 3.野田市成年後見人等報酬費用助成金交付請求書を提出	成年被後見人等

成年後見制度利用支援事業【報酬助成】の市町村別実施状況(H26年4.1現在)

H26.04.30

No.	市町村	根拠規程・要綱	最新改定	報酬助成の有無		成年被後見人等の資産的要件・条件、等	助成額		助成申請手続	申請出来る人
				首長申立	その他		区分	額(上限)		
9	茂原市	茂原市成年後見制度利用支援事業実施要綱(第5条)	H24.12.07	○	○ 第2条	(1)生活保護法第6条第1項に規定する被保護者 (2)収入、預貯金及び換金可能な資産から家庭裁判所が決定した成年後見人等に対する報酬金額を支払うことにより、生計を維持することが困難になると認められる者	在宅	28千円/月	1.成年後見人等報酬助成金支給申請書を提出 【必要書類】 ・報酬付与の審判書(写) ・家庭裁判所に提出した成年被後見人等の財産目録(写) 2.成年後見人等報酬助成金支給決定(却下)通知書の通知 3.成年後見人等報酬助成金請求書を提出	・成年被後見人等 ・成年後見人 ・代理権の付与されている保佐人、補助人
							施設	18千円/月		
10	成田市	成田市成年後見制度利用支援事業実施規則(第7条)	H25.03.29	○	× 第7条	(1)生活保護法による保護の基準により算出した成年被後見人等の生活保護基準額(各種加算を含む。)に家庭裁判所が決定した成年後見人等に対する報酬金額を加えた場合において、その合計金額が成年被後見人等の収入を超えるとき。 (2)成年被後見人等がその収入、預貯金及び換金可能な資産から家庭裁判所が決定した成年後見人等に対する報酬金額を支払うことにより、当該成年被後見人等が生計を維持することが困難になると認められるとき。	在宅	28千円/月	1.成年後見人等報酬費用扶助申請書を提出 【必要書類】 ・報酬付与審判書の写し ・家庭裁判所に提出した財産目録の写し 2.成年後見人等報酬費用扶助決定・却下通知書の通知 3.成年後見人等報酬費用扶助請求書の提出	・成年被後見人等
							施設	18千円/月		
11	佐倉市	佐倉市成年後見等開始審判請求実施規則(第7条)	H24.12.07	○	× 第7条1項	(1)生活保護法による保護の基準から算出した成年被後見人等の生活保護基準額(各種加算を含む。)に家庭裁判所が決定した成年後見人等に対する報酬金額を加え、その合計額が成年被後見人等の収入を超えるとき。 (2)成年被後見人等がその収入、預貯金及び換金可能な資産から家庭裁判所が決定した成年後見人等に対する報酬金額を支払うことにより当該成年被後見人等が生計を維持することが困難になると認められるとき。	在宅	28千円/月	1.成年後見人等報酬費用扶助申請書の提出 【必要書類】 ・報酬付与の審判書(写) ・裁判所に提出した成年被後見人等の財産目録(写) 2.成年後見人等報酬費用扶助決定(却下)通知書の送付 3.成年後見人等報酬費用扶助請求書の提出	・成年被後見人等 ・成年後見人 ・代理権の付与されている保佐人、補助人
							施設	18千円/月		
12	東金市	東金市成年後見制度利用支援事業実施要綱(第11条)	H25.03.29	○	× 第1条	(1)生活保護法による被保護者である者 (2)成年後見人等の報酬を負担することにより、生活保護法による要保護者となる者 (3)助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難な状況にあると市長が認める者	在宅	28千円/月	1.東金市成年後見人等報酬助成申請書を提出(審判から60日以内) 【必要書類】 ・家庭裁判所に提出した財産目録の写しその他財産状況の分かる書類 ・報酬付与の審判決定書の写し ・その他必要な書類 2.東金市成年後見人等報酬助成決定(却下)通知書の通知 3.東金市成年後見人等報酬助成金請求書を提出	・成年被後見人等 ・成年後見人等
							施設	18千円/月		
13	旭市	旭市成年後見人等報酬支払費用助成要綱	H19.01.04	○	× 第1条	(1)助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難と認められるとき。 (2)生活保護を受けているとき。 (3)その他市長が助成の必要があると認めるとき。	在宅	28千円/月	1.旭市成年後見人等報酬支払費用助成申請書を提出(審判から2ヶ月以内) 【必要書類】 ・公的年金等の源泉徴収票の写しその他の収入状況を証する書類 ・金銭出納簿の写しその他の必要経費を証する書類 ・財産目録の写しその他の財産状況を証する書類 ・報酬付与の審判決定書の写し ・登記事項証明書(成年後見人等が申請を行う場合に限る。) ・代理権付与の審判決定書の写し(保佐人又は補助人が申請を行う場合に限る。) 2.旭市成年後見人等報酬支払費用助成決定通知書の通知 3.旭市成年後見人等報酬支払費用助成金請求書を提出	・成年被後見人等 ・成年後見人 ・代理権の付与されている保佐人、補助人
							施設入院	18千円/月		

成年後見制度利用支援事業【報酬助成】の市町村別実施状況(H26年4.1現在)

H26.04.30

No.	市町村	根拠規程・要綱	最新改定	報酬助成の有無		成年被後見人等の資産的要件・条件、等	助成額		助成申請手続	申請出来る人
				首長申立	その他		区分	額(上限)		
14	習志野市	習志野市成年後見制度における市長による審判請求手続及び費用助成に関する要綱(第6条)	H25.04.03	○	○ 第2条2項	(1)生活保護法の規定により算出した成年被後見人等の基準生活費(第1類及び第2類の合計額で年額とする。)の1.5倍に相当する額に、家庭裁判所が決定した成年被後見人等に対する報酬の額を加え、その合計額が当該成年被後見人等の年間収入を超えるとき、当該超える額を助成 (2)前号に掲げる場合のほか、家庭裁判所が決定した成年被後見人等に対する報酬を支払うことにより、当該成年被後見人等が生計を維持することが困難になると認められるとき 市長が相当と認める額	報酬付与の審判で決定された報酬の範囲内で、左記の額	1.習志野市成年後見制度利用助成金支給申請書を提出 【必要書類】・・不明 2.習志野市成年後見制度利用助成金支給決定(却下)通知書の通知 3.成年後見制度利用助成金請求書を提出	・成年被後見人等 ・審判申立てを行う者 ・成年被後見人等 ・その他市長が必要と認める者	
15	柏市	柏市成年後見制度利用支援事業助成金交付要綱	H26.04.01	○	×	(1)市長申立てにより成年被後見人等を付された成年被後見人等であって、助成金の交付を受けなければ、成年被後見人等に報酬を支払うことが困難な状況にあると市長が認めるもの(以下のいずれにも該当するもの) -対象者の収入の合計額が、生活保護法に基づき算出した基準額(冬季加算を除く)『(基準生活費第1類+基準生活費第2類+加算+教育扶助基準費)×1.3/1.0+住宅扶助基準費』未満であるもの -対象者の預貯金の額が1,000万円未満である場合 (2)親族以外の第三者を成年被後見人等とする成年被後見人であって、生活保護法による被保護世帯に属する者	施設	18千円/月	(申請に必要な添付書類) ・成年被後見人等がその選任時に家庭裁判所に提出した対象者の財産目録の写し ・登記事項証明書 ・収支予定表 ・成年被後見人等の受任経緯等の分かる書類 ・被保護世帯に属する者であれば、その旨を証する書類 ・その他市長が必要と認める書類 (実績報告時の添付書類) ・報酬の付与の審判決定書の写し ・対象者の生活状況、健康状態等が分かる書類 ・その他市長が必要と認める書類	・成年被後見人等 (記載なし)
		上記以外	28千円/月							
16	勝浦市	勝浦市成年後見制度利用支援事業実施規則(第9条)	H25.03.29	○	× 第1条	(1)生活保護受給者 (2)報酬の全部又は一部の助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難な者 (3)その他市長が認める者	在宅	28千円/月	1.勝浦市成年後見制度利用支援助成申請書を提出 (審判から60日以内) 【必要書類】・・不明(申請書未入手の為) 2.勝浦市成年後見制度利用支援助成決定(却下)通知書の通知 3.勝浦市成年後見制度利用支援助成金請求書を提出 ④四半期ごとの支給	・成年被後見人等 ・成年被後見人等
							施設	18千円/月		
17	市原市	市原市成年後見制度利用支援事業実施要綱(第5条)	H25.03.27	○	× 第2条第5条	(1)生活保護法の規定による被保護世帯に属する者であるとき又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の規定による生活支援給付を受けているとき。 (2)家庭裁判所が決定した成年被後見人等に対する報酬を支払うことにより、当該成年被後見人等が生計を維持することが困難になると認められるとき。 (3)その他、市長が必要と認めるとき。 (4)親族後見人等は対象外	在宅入院	28千円/月	1.市原市成年後見制度報酬助成申請書を提出 (審判から6ヶ月以内) 【必要書類】 ・報酬付与の審判書の写し ・家庭裁判所に提出した財産目録の写し ・登記事項証明書 2.市原市成年後見制度報酬助成決定(却下)通知書の通知 3.助成対象者名義への口座振込みにより支給	・成年被後見人等
							上記以外	18千円/月		
18	流山市	流山市成年後見制度利用支援事業実施規則(第9条)	H24.07.06	○	×	(1)生活保護受給者 (2)報酬の全部又は一部について助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難な状況である者 (3)その他市長が必要と認める者	在宅	28千円/月	1.流山市成年被後見人等報酬助成金支給申請書を提出 【必要書類】 ・財産状況のわかる書類(家庭裁判所に提出した財産目録の写し等) ・報酬付与の審判決定書の写し 2.流山市成年被後見人等報酬助成金支給決定(申請却下)通知書の通知 3.流山市成年被後見人等報酬助成金請求書を提出	・成年被後見人等 ・成年被後見人 ・代理権の付与されている保佐人、補助人
							施設入院	18千円/月		

成年後見制度利用支援事業【報酬助成】の市町村別実施状況(H26年4.1現在)

H26.04.30

No.	市町村	根拠規程・要綱	最新改定	報酬助成の有無		成年被後見人等の資産的要件・条件、等	助成額		助成申請手続	申請出来る人
				首長申立	その他		区分	額(上限)		
19	八千代市	八千代市成年後見制度利用支援事業実施要綱(第4条)	H15.03.31	○	×	(1)生活保護法第6条1項に規定する被保護者 (2)市区町村民税非課税者で、その利用し得る資産を活用しても、成年後見人等に報酬を支払うことが困難であると市長が認める者	報酬付与審判の額		1.八千代市成年後見制度利用支援事業報酬助成申請書を提出 【必要書類】 ・報酬付与の審判に係わる審判書 ・市長が必要と認める書類 (被保護者の場合) ・生活保護を受給していることが確認できる書類(被保護者) (被保護者以外の場合) ・市区町村民税非課税者であることが確認できる書類 ・所有する資産の状況が確認できる書類 ・同意書(第2号様式) 2.八千代市成年後見制度利用支援事業報酬助成決定(却下)通知書の通知	・成年被後見人等
20	我孫子市	我孫子市成年後見人、保佐人及び補助人の報酬扶助要綱	H24.03.19	○	×	(1)成年後見人等の報酬の全部又は一部について扶助を受けなければ、成年後見人制度の利用が困難な状況にあるもの (2)生活保護を受けているもの (3)その他市長が必要があると認めたもの	在宅	28千円/月	1.成年後見人等の報酬扶助申請書を提出(審判から2ヶ月以内) 【必要書類】 ・公的年金等の源泉徴収票、申告書の写しその他の収入の分かる書類 ・金銭出納簿、領収書の写しその他の必要経費の分かる書類 ・財産目録の写しその他の財産状況の分かる書類 ・報酬付与の審判決定書の写し ・登記事項証明書(成年後見人等が申請する場合に限る。) 2.成年後見人等の報酬扶助決定通知書の通知 3.成年後見人等の報酬扶助請求書を提出	・成年被後見人等 ・成年後見人 ・代理権の付与されている保佐人、補助人
							施設	18千円/月		
21	鴨川市	鴨川市成年後見制度利用支援事業実施規則(第12条)	H25.03.29	○	×	(1)生活保護受給者 (2)報酬の全部又は一部の助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると市長が認める者	在宅	28千円/月	1.鴨川市成年後見制度利用支援助成支給申請書を提出(審判から2ヶ月以内) 【必要書類】 ・収入の分かる書類(公的年金の源泉徴収票の写し等) ・必要経費の分かる書類(金銭出納簿、領収書の写し等) ・財産状況の分かる書類(財産目録の写し等) ・報酬付与の審判決定書の写し ・登記事項証明書(申請を後見人等が行う場合) ・代理権付与の審判決定書の写し(保佐人又は補助人が申請を行う場合に限る) 2.鴨川市成年後見制度利用支援報酬助成決定(却下)通知書の通知 3.鴨川市成年後見制度利用支援助成金請求書を提出	・成年被後見人等 ・成年後見人等
							施設入院	18千円/月		
22	鎌ヶ谷市	鎌ヶ谷市成年後見人、保佐人及び補助人の報酬扶助要綱	H17.06.29	○	×	(1)成年後見人等の報酬の全部又は一部について扶助を受けなければ、成年後見人制度の利用が困難な状況にある者 (2)生活保護を受けている者 ⑧扶助額は、生活保護法による保護の基準により算出した生活保護基準額(各種加算を含む)に成年後見人等の報酬の月額(家庭裁判所が決定した額)を加えた合計額が、対象者の収入月額を上回った場合において、その上回った額。	在宅	28千円/月	1.鎌ヶ谷市成年後見人等の報酬扶助申請書を提出(審判から2ヶ月以内) 【必要書類】 ・公的年金等の源泉徴収票、確定申告書の写しその他収入の分かる書類 ・金銭出納簿、領収書の写しその他必要経費の分かる書類 ・財産目録の写しその他財産状況の分かる書類 ・報酬付与の審判決定書の写し ・登記事項証明書(成年後見人等が申請する場合) 2.鎌ヶ谷市成年後見人等の報酬扶助決定通知書の通知 3.鎌ヶ谷市成年後見人等の報酬扶助請求書を提出	・成年被後見人等 ・成年後見人 ・代理権の付与されている保佐人、補助人
							施設	18千円/月		

成年後見制度利用支援事業【報酬助成】の市町村別実施状況(H26年4.1現在)

H26.04.30

No.	市町村	根拠規程・要綱	最新改定	報酬助成の有無		成年被後見人等の資産的要件・条件、等	助成額		助成申請手続	申請出来る人
				首長申立	その他		区分	額(上限)		
23	君津市	(2014.04.01現在、制定なし)								
24	富津市	富津市成年後見制度実施規則(第4条)	H24.02.28	○	× 第1条 第4条	(なし)	在宅	28千円/月	(不明)	
							施設	18千円/月		
25	浦安市	浦安市成年後見人等の報酬の助成に関する規則	H21.12.25	○	○ 第2条	(1)生活保護法の規定による保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の規定による支援給付を受けている者 (2)次のいずれにも該当する者 ①前年度の市町村民税非課税世帯に属する者 ②属する世帯の前年の収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加えた額以下である者 ③属する世帯の預金等の額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加えた額以下である者 ④属する世帯において、日常生活に供する資産以外に活用することができる資産がない者 (3)その他市長が特に必要と認める者	在宅入院	28千円/月+	1.浦安市成年後見人等報酬助成金交付申請書を提出 【必要書類】 ・報酬付与の審判書の写し ・収入申告書(市指定様式) ・資産申告書(市指定様式) ・同意書(市指定様式) 2.浦安市成年後見人等報酬助成金交付決定・却下通知書の通知 3.助成金の交付 4.指定された期日までに成年後見人等に報酬を支払ったことを証する書類を提出	・成年被後見人等 (規定なし)
							上記以外	18千円/月		
26	四街道市	四街道市成年後見制度における市長による審判請求手続等に関する要綱(第7条)	H25.02.08	○	× 第1条 第7条	(1)生活保護法第6条第1項に規定する被保護者 (2)収入、預貯金及び換金可能な資産から家庭裁判所が決定した成年後見人等に対する報酬金額を支払うことにより、生計を維持することが困難になると認められる者	在宅	28千円/月	1.成年後見人等報酬助成申請書の提出 【必要書類】 ・報酬付与の審判書の写し ・家庭裁判所に提出した財産目録の写し ・その他必要な書類 2.成年後見人等報酬助成決定・却下通知書の通知 3.成年後見人等報酬助成請求の提出	・成年被後見人等
							施設	18千円/月		
27	袖ヶ浦市	袖ヶ浦市成年後見等開始審判請求実施要綱(第7条)	H21.12.15	○	× 第7条	(1)生活保護法による保護の基準から算出した成年被後見人等の生活保護基準額(各種加算を含む。)に家庭裁判所が決定した成年後見人等に対する報酬金額を加え、その合計額が成年被後見人等の収入を超えるとき。 (2)成年被後見人等がその収入、預貯金及び換金可能な資産から家庭裁判所が決定した成年後見人等に対する報酬金額を支払うことにより当該成年被後見人等が生計を維持することが困難になると認められるとき。	在宅	28千円/月	1.成年後見人等報酬費用助成申請書を提出 【必要書類】 ・報酬付与の審判書(写) ・家庭裁判所に提出した成年被後見人等の財産目録(写) 2.成年後見人等報酬費用助成決定(却下)通知書の通知 3.成年後見人等報酬費用助成請求書を提出	・成年被後見人等 ・成年後見人 ・代理権の付与とされている保佐人、補助人
							施設	18千円/月		
28	八街市	八街市成年後見人等の報酬費助成事業実施要綱	H22.03.24	○	× 第1条	(1)生活保護法による被保護者 (2)家庭裁判所が決定した後見人等の報酬額の全部又は一部を負担することにより、生活保護法による保護を要する状態になる者。ただし、所有する資産を処分すること等により保護を要する状態にならない者を除く。 (3)他市町村において被後見人等となった者であって、本市に転入し、(1)、(2)のいずれかに該当する者	施設入院	18千円/月	1.八街市成年後見人等報酬費助成申請書の提出 (審判から90日以内) 【必要書類】 ・報酬付与の審判書の写し ・後見事務報告書の写し ・対象者が後見人等の報酬額の全部又は一部を負担することが困難であることが分かる書類 2.八街市成年後見人等報酬費助成決定(却下)通知書の通知 決定の場合は同時に口座振替で支給	・成年被後見人等 ・成年後見人等
							上記以外	28千円/月		

成年後見制度利用支援事業【報酬助成】の市町村別実施状況(H26年4.1現在)

H26.04.30

No.	市町村	根拠規程・要綱	最新改定	報酬助成の有無		成年被後見人等の資産的要件・条件、等	助成額		助成申請手続	申請出来る人
				首長申立	その他		区分	額(上限)		
29	印西市	印西市成年後見制度に係る審判の請求手続等に関する規則(第6条)	H24.03.30	○	×	(1)生活保護法による保護の基準により算出した成年被後見人等の生活保護基準額(各種加算を含む。)に、家庭裁判所が決定した後見人等に対する報酬金額を加えた場合において、その合計額が被後見人等の収入を超えるとき。 (2)被後見人等がその収入、預貯金及び換金可能な資産から家庭裁判所が決定した後見人等に対する報酬金額を支払うことにより、当該被後見人等が生計を維持することが困難になると認められるとき。		28千円/月	1.成年後見人等報酬費用扶助申請書の提出(審判から2か月以内) 【必要書類】 ・報酬付与の審判書の写し ・収入・資産等の分かる書類(生活保護未受給者のみ) 2.成年後見人等報酬費用扶助決定(却下)通知書の通知 3.成年後見人等報酬費用扶助請求書を提出	・成年被後見人等 ・成年後見人 ・代理権の付与されている保佐人、補助人
30	白井市	白井市成年後見制度における市長による審判請求手続等に関する要綱(第11条)	H25.04.01	○	○	(1)生活保護法による保護の基準から算出した成年後見人等の属する世帯の生活保護基準額(各種加算を含む。)に成年後見人等報酬金額を加え、その合計金額が当該世帯の収入を超えるとき。 (2)成年被後見人等の属する世帯がその収入、預貯金及び換金可能な資産から成年後見人等報酬金額を支払うことにより、当該世帯が生計を維持することが困難になると認められるとき。 (3)生活保護法の規定による被保護世帯であるとき。 (4)親族後見は適用外。	在宅	28千円/月	1.成年後見人等報酬助成申請書の提出 【必要書類】 ・報酬付与の審判書謄本の写し ・登記事項証明書の写し ・本人および本人の属する世帯員の収入・資産状況が分かる書類 ・その他必要な書類	・成年被後見人等
							施設	18千円/月	2.成年後見人等報酬助成決定・却下通知書の通知 3.成年後見人等報酬助成請求を提出	
31	富里市	富里市成年後見制度利用支援事業実施規則(第7条)	H20.04.01	○	×	(1)生活保護法による保護の基準により算出した成年被後見人等の生活保護基準額(各種加算を含む。)に家庭裁判所が決定した成年後見人等に対する報酬金額を加えた場合において、その合計金額が成年被後見人等の収入を超えるとき。 (2)成年被後見人等がその収入、預貯金及び換金可能な資産から家庭裁判所が決定した成年後見人等に対する報酬金額を支払うことにより、当該成年被後見人等が生計を維持することが困難になると認められるとき。	在宅	28千円/月	1.成年後見人等報酬費用扶助申請書を提出 【必要書類】 ・・不明(申請書未入手の為) ・	・成年被後見人等
							施設	18千円/月	2.成年後見人等報酬費用扶助決定・却下通知書の通知 3.成年後見人等報酬費用扶助請求書を提出	
32	南房総市	南房総市成年後見制度利用支援事業実施要綱(第7条)	H25.03.29	○	×	(1)成年後見人等の報酬の助成を受けなければ、成年後見人等の制度の利用が困難な状況にある者 (2)現に生活保護法に定める被保護者である者 (3)成年後見人等の報酬等を負担することで、生活保護法に定める要保護者となる者	施設	18千円/月	1.成年後見制度利用支援事業助成金交付申請書を提出 【必要書類】 ・報酬付与の決定通知書の写し ・所有者不登載証明書(固定資産非所持証明書)又は不動産評価証明書 【生活保護受給の場合】 ・生活保護証明書 【上記以外の場合】 ・預貯金通帳の写し ・年金振込通知書の写し ・課税証明書 ・他の収入の証明書 ・登記事項証明書(必要な場合のみ)	・成年後見人等 (規定なし)
							上記以外	28千円/月	2.成年後見制度利用支援事業助成金可否決定通知書の通知 3.成年後見人等報酬費用助成金請求書を提出	
33	匝瑳市	匝瑳市成年後見制度における市長による審判請求手続等に関する規則(第9条)	H25.03.22	○	×	(1)市長が審判請求をした成年被後見人等が成年後見人等の報酬について助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難と認められるとき	在宅	28千円/月	1.成年後見人等報酬助成金支給申請書を提出(審判から60日以内) 【必要書類】 ・報酬付与の審判書の写し ・家庭裁判所に提出した成年被後見人等の財産目録の写し ・その他、市長が必要と認める書類	・成年被後見人等 ・成年後見人 ・代理権の付与されている保佐人、補助人
							以外	18千円/月	2.成年後見人等報酬助成金支給決定(却下)通知書の通知 3.成年後見人等報酬助成金請求書を提出	

成年後見制度利用支援事業【報酬助成】の市町村別実施状況(H26年4.1現在)

H26.04.30

No.	市町村	根拠規程・要綱	最新改定	報酬助成の有無		成年被後見人等の資産的要件・条件、等	助成額		助成申請手続	申請出来る人
				首長申立	その他		区分	額(上限)		
34	香取市	香取市成年後見制度利用支援事業実施要綱(第9条)	H19.10.01	○	○ 第9条	(1)生活保護法に基づく被保護者 (2)市長が行った審判請求によって、成年後見人等が選任された成年被後見人等で、申立て費用の全額が市長の負担とされた者 (3)収入、預貯金及び換金可能な資産から成年後見人等の報酬を支払うことにより、生計を維持することが困難になると認められる者	施設	18千円/月	1.香取市成年後見制度利用支援事業助成金支給申請書を提出 【必要書類】 ・後見事務報告書の写し ・助成対象者の公的年金等の源泉徴収票の写し等収入の分かるもの ・助成対象者の財産目録等の写し等資産状況の分かるもの ・報酬付与の審判書謄本の写し ・登記事項証明書又は法定後見の審判書謄本及び確定証明書の写し(成年後見人等が申請する場合) 2.香取市成年後見制度利用支援事業助成金(支給・不支給)決定通知書の通知 3.香取市成年後見制度利用支援事業助成金交付請求書を提出	・成年被後見人等 ・成年後見人等
							その他	28千円/月		
35	山武市	山武市成年後見制度利用支援事業実施要綱(第11条)	H25.12.04	○	× 第1条 第11条	(1)生活保護法による被保護者である者 (2)成年後見人等の報酬を負担することにより、生活保護法による要保護者となる者 (3)助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難な状況にあると市長が認める者	在宅	28千円/月	1.山武市成年後見人等報酬助成申請書を提出 (審判から60日以内) 【必要書類】 ・家庭裁判所に提出した財産目録の写しその他財産状況の分かる書類 ・報酬付与の審判決定書の写し ・その他必要な書類 2.山武市成年後見人等報酬助成決定(却下)通知書の通知 3.山武市成年後見人等報酬助成金請求書を提出 4.振込は成年被後見人等名義の口座に限る	・成年被後見人等 ・成年後見人等
							施設	18千円/月		
36	いすみ市	いすみ市高齢者成年後見制度利用支援事業実施要綱(第4条)	H24.07.06	○	○ 第4条2項	(1)生活保護法の被保護者 (2)資産、収入等の状況から、生活保護法の被保護者に準ずると認められる者 (3)報酬の全部又は一部の助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難な者 (4)その他市長が特に必要と認める者 ※65歳以上のみ対象	在宅	28千円/月	1.成年後見人等報酬助成申請書を提出(審判から3ヶ月以内) 【必要書類】 ・成年後見人等に対する報酬付与の審判の決定通知書(写し) ・家庭裁判所に提出した成年被後見人等の財産目録(写し) 2.成年後見人等報酬助成決定(却下)通知書の通知 3.成年後見人等報酬助成請求書を提出	・成年後見人等
							施設	18千円/月		
37	大網白里市	大網白里市成年後見制度利用支援事業実施要綱(第7条)	H24.12.28	○	× 第7条	(1)成年後見人等の報酬等の扶助を受けなければ、成年後見制度の利用が困難な状況にある者 (2)現に生活保護法に定める被保護者である者 (3)その他市長が必要と認める者	在宅	28千円/月	1.大網白里市成年後見人等報酬費用扶助申請書を提出 (審判から1ヶ月以内) 【必要書類】 ・報酬付与の審判書の写し ・家庭裁判所に提出した成年被後見人等の財産目録の写し 2.大網白里市成年後見人等報酬費用扶助決定・却下通知書の通知 3.大網白里市成年後見人等報酬費用扶助請求書を提出	・成年被後見人等 ・成年後見人 ・代理権の付与されている保佐人、補助人
							施設	18千円/月		
38	酒々井町	酒々井町成年後見制度に係る審判請求手続等に関する要綱(第8条)	H24.04.01	○	× 第1条	(1)生活保護法に基づき現に保護を受けている者 (2)成年被後見人等がその収入、預貯金及び換金可能な資産から家庭裁判所が決定した成年後見人等に対する報酬金額を支払うことにより、当該被後見人等が生計を維持することが困難になると認められるとき	在宅	28千円/月	1.成年後見人等報酬費用扶助申請書の提出(審判から2か月以内) 【必要書類】 ・報酬付与の審判書の写 ・収入、資産等のわかる書類(生活保護未受給者のみ) 2.成年後見人等報酬費用扶助決定(却下)通知書の通知 3.成年後見人等報酬費用扶助請求書の提出	・成年被後見人等 ・成年後見人 ・代理権の付与されている保佐人、補助人
							施設	18千円/月		

成年後見制度利用支援事業【報酬助成】の市町村別実施状況(H26年4.1現在)

H26.04.30

No.	市町村	根拠規程・要綱	最新改定	報酬助成の有無		成年被後見人等の資産的要件・条件、等	助成額		助成申請手続	申請出来る人
				首長申立	その他		区分	額(上限)		
39	栄町	栄町成年後見審判請求等に関する規則(第9条)	H18.03.28	○	× 第1条	(1)その1年間に見込まれる収入の額が、当該成年被後見人等につき生活保護法による保護の基準を適用するとしたならば算定される基準生活費の年額に 30万円を加えた額に達しないとき 。 (2)その他、成年後見人等報酬を支払うことにより、その生計を維持することが困難になると認められるとき。	成年後見人等報酬の額に相当する額 (50千円/月限度)	町長が相当と認める額 (50千円/月限度)	1.成年後見人等報酬費用助成申請書の提出(審判から2か月以内) 【必要書類】 ・公的年金等の源泉徴収票の写その他の収入の状況を証する書類 ・金銭出納簿の写その他の必要経費を証する書類 ・財産目録の写しその他の財産状況を証する書類 ・報酬付与審判に係る決定書の写し ・登記事項証明書(成年後見人等が申請を行う場合に限る。) ・代理権の付与の審判に係る決定書の写し (保佐人又は補助人が申請を行う場合に限る。) 2.成年後見人等報酬費用助成決定(申請却下)通知書の通知 3.成年後見人等報酬費用助成金交付請求書の提出	・成年被後見人等 ・成年後見人 ・代理権の付与とされている保佐人、補助人
40	神崎町	神崎町成年後見制度利用支援事業実施要綱(第9条)	H21.02.19	○	○ 第9条	(1)生活保護法に基づく被保護者 (2)町長が行った審判請求によって、成年後見人等が選任された成年被後見人等で、申立て費用の全額が町長の負担とされた者 (3)収入、預貯金及び換金可能な資産から成年後見人等の報酬を支払うことにより、生計を維持することが困難になると認められる者	施設 18千円/月	その他 28千円/月	1.神崎町成年後見制度利用支援事業助成金支給申請書を提出 【必要書類】 ・後見事務報告書の写し ・助成対象者の公的年金等の源泉徴収票の写し等収入の分かるもの ・助成対象者の財産目録等の写し等資産状況の分かるもの ・報酬付与の審判書謄本の写し ・登記事項証明書又は法定後見の審判書謄本及び確定証明書の写し(成年後見人等が申請する場合) 2.神崎町成年後見制度利用支援事業助成金(支給・不支給)決定通知書の通知 3.神崎町成年後見制度利用支援事業助成金交付請求書を提出	・成年被後見人等 ・成年後見人等
41	多古町	多古町成年後見等審判請求の手続等に関する要綱(第9条)	H23.03.02	○	× 第1条	(1)生活保護法による保護の基準により算出した成年被後見人等の生活保護基準(各種加算を含む。)に家庭裁判所が決定した成年後見人等に対する報酬金額を加えた場合において、その合計金額が成年被後見人等の収入を超えるとき。 (2)成年被後見人等がその収入、預貯金及び換金可能な資産から家庭裁判所が決定した成年被後見人等に対する報酬金額を支払うことにより、当該成年被後見人等が生計を維持することが困難になると認められるとき。	在宅 28千円/月	施設 18千円/月	1.成年後見人等報酬費用助成申請書を提出 【必要書類】 ・公的年金等の源泉徴収票の写し等の収入の判明する書類 ・金銭出納簿及び領収書の写し等の必要経費の判明する書類 ・財産目録の写し等の資産状況の判明する書類 ・報酬付与の審判に係る決定通知書の写し ・登記事項証明書(後見人等が申請する場合) ・その他町長が必要と認める書類 2.成年後見人等報酬費用助成決定・却下通知書の通知 3.成年後見人等報酬費用助成請求書を提出	・成年被後見人等 ・成年後見人等
42	東庄町	東庄町成年後見制度利用支援事業実施要綱(第8条)	H24.03.31	○	× 第8条	(1)生活保護法に基づく被保護者 (2)申立ての費用(後見人等報酬)を負担することで生活保護法による要保護者となる者 (3)その他、費用(後見人等報酬)を負担することが困難であると市長が認めた者	施設 18千円/月	上記以外 28千円/月	1.東庄町成年後見制度利用支援事業助成申請書を提出 【必要書類】 ・家庭裁判所が発行する報酬付与の審判の決定通知書 2.東庄町成年後見制度利用支援事業助成(支給・不支給)決定通知書の通知	・成年後見人等 (規定なし)
43	九十九里町	九十九里町成年後見制度利用支援事業実施要綱(第7条)	H25.02.06	○	× 第7条	(1)成年後見人等の報酬等の扶助を受けなければ、成年後見制度の利用が困難な状況にある者 (2)現に生活保護法に定める被保護者である者 (3)その他町長が必要と認める者	在宅 28千円/月	施設 18千円/月	1.九十九里町成年後見人等報酬費用扶助申請書を提出 【必要書類】 ・報酬付与の審判書の写し ・家庭裁判所に提出した成年被後見人等の財産目録の写し ・その他必要な書類 2.九十九里町成年後見人等報酬費用扶助決定・却下通知書の通知 3.九十九里町成年後見人等報酬費用扶助請求書を提出	・成年被後見人等 ・成年後見人等

成年後見制度利用支援事業【報酬助成】の市町村別実施状況(H26年4.1現在)

H26.04.30

No.	市町村	根拠規程・要綱	最新改定	報酬助成の有無		成年被後見人等の資産的要件・条件、等	助成額		助成申請手続	申請出来る人
				首長申立	その他		区分	額(上限)		
44	芝山町	芝山町成年後見制度利用支援事業実施要綱(第9条)	H22.03.10	○	○ 第9条	(1)生活保護法に基づく被保護者 (2)町長が行った審判請求によって、成年後見人等が選任された成年被後見人等で、申立て費用の全額が町長の負担とされた者 (3)収入、預貯金及び換金可能な資産から成年後見人等の報酬を支払うことにより、生計を維持することが困難になると認められる者	施設	18千円/月	1.芝山町成年後見制度利用支援事業助成金支給申請書を提出【必要書類】 ・後見事務報告書の写し ・助成対象者の公的年金等の源泉徴収票の写し等収入の分かるもの ・助成対象者の財産目録等の写し等資産状況の分かるもの ・報酬付与の審判書謄本の写し ・登記事項証明書又は法定後見の審判書謄本及び確定証明書の写し(成年後見人等が申請する場合) 2.芝山町成年後見制度利用支援事業助成金(支給・不支給)決定通知書の通知 3.芝山町成年後見制度利用支援事業助成金交付請求書を提出	・成年被後見人等 ・成年後見人等
							その他	28千円/月		
45	横芝光町	横芝光町成年後見制度利用支援事業実施規則(第6条)	H18.03.27	○	× 第6条	(1)生活保護法による保護の基準に基づき算出した成年被後見人等の生活保護基準額(各種加算を含む。)に家庭裁判所が決定した成年後見人等に対する報酬金額を加えた場合において、その合計金額が成年被後見人等の収入金額を超えるとき。 (2)成年被後見人等がその収入、預貯金及び換金可能な資産から家庭裁判所が決定した成年後見人等に対する報酬金額を支払うことにより、当該成年被後見人等が生計を維持することが困難になると認められるとき。	在宅	28千円/月	1.成年後見人等報酬費用扶助申請書を提出【必要書類】 ・報酬付与の審判書の写し ・家庭裁判所に提出した成年被後見人等の財産目録の写し 2.成年後見人等報酬費用扶助決定・却下通知書の通知 3.成年後見人等報酬費用扶助請求書を提出	・成年後見人等
							施設	18千円/月		
46	一宮町	一宮町成年後見等開始審判請求実施要綱(第7条)	H23.12.28	○	× 第7条	(1)生活保護法に規定する被保護者。 (2)成年被後見人等がその収入、預貯金及び換金可能な資産から家庭裁判所が決定した成年後見人等に対する報酬金額を支払うことにより当該成年被後見人等が生計を維持することが困難になると認められるとき。	在宅	28千円/月	1.成年後見人等報酬費用扶助申請書を提出【必要書類】 ・報酬付与の審判書(写) ・家庭裁判所に提出した成年被後見人等の財産目録(写) 2.成年後見人等報酬費用扶助決定(却下)通知書の通知 3.成年後見人等報酬費用扶助請求書を提出	・成年被後見人等 ・成年後見人 ・代理権の付与されている保佐人、補助人
							施設	18千円/月		
47	睦沢町	(2014.04.01 制定されていない)								
48	長生村	長生村成年後見制度利用支援事業実施要綱(第6条)	H25.03.28	○	○ 第2条3号	(1)報酬の助成を受けなければ、成年後見制度の利用が困難な状況にある場合 (2)被保護者である場合 (3)成年後見人等に対する報酬等を負担することで、要保護者となる場合 (4)親族後見人等は対象外	在宅	28千円/月	1.成年後見人等報酬助成金支給申請書を提出【必要書類】 ・報酬付与の審判書(写) ・家庭裁判所に提出した成年被後見人等の財産目録(写) 2.成年後見人等報酬助成金支給決定(却下)通知書の通知 3.成年後見人等報酬助成金請求書を提出	・成年被後見人等 ・成年後見人 ・代理権の付与されている保佐人、補助人
							施設	18千円/月		
49	白子町	白子町成年後見人等の報酬扶助要綱	H21.05.29	○	○ 第2条	(1)成年後見人等の報酬の全部又は一部について扶助を受けなければ、成年後見人制度の利用が困難な状況にあるもの (2)生活保護を受けているもの (3)その他町長が必要と認めるもの	在宅	28千円/月	1.成年後見人等の報酬扶助申請書を提出(審判から2ヶ月以内)【必要書類】 ・公的年金等の源泉徴収票、申告書の写しその他の収入の分かる書類 ・金銭出納簿、領収書の写しその他の必要経費の分かる書類 ・財産目録の写しその他の財産状況の分かる書類 ・報酬付与の審判決定書の写し ・登記事項証明書(成年後見人等が申請する場合) 2.成年後見人等の報酬扶助決定(却下)通知書の通知 3.成年後見人等の報酬扶助請求書を提出	・成年被後見人等 ・成年後見人 ・代理権の付与されている保佐人、補助人
							施設	18千円/月		

成年後見制度利用支援事業【報酬助成】の市町村別実施状況(H26年4.1現在)

H26.04.30

No.	市町村	根拠規程・要綱	最新改定	報酬助成の有無		成年被後見人等の資産的要件・条件、等	助成額		助成申請手続	申請出来る人
				首長申立	その他		区分	額(上限)		
50	長柄町	長柄町成年後見制度利用支援事業実施要綱(第6条、第7条)	H23.01.01	○	○ 第6条	(1)成年後見人等に対する報酬等に関する支援を受けなければ、成年後見制度の利用が困難な状況にある場合 (2)被保護者である場合 (3)成年後見人等に対する報酬等を負担することで、要保護者となる場合		(報酬等の実費の範囲)	1.成年後見制度利用支援事業利用申請書を提出 【必要書類】 ・後見等の開始の事実が確認できる書類 2.成年後見制度利用支援事業利用承認(却下)通知書の通知 3.成年後見制度利用支援事業助成金交付申請書を提出 (成年後見人等が成年後見人等に対する報酬等の支払いの請求を受けた日から3月以内) 【必要書類】 ・成年後見人等から報酬の請求を受けたことを証する書類 ・心身の状況および生活状況等(収入及び資産状況を含む)を記載した書類 ・その他町長が必要と認める書類 4.成年後見制度利用支援事業助成金交付決定(却下)通知書を通知、被後見人等名義の口座に払い込む	・成年被後見人等 ・成年後見人等
51	長南町	長南町成年後見制度利用支援事業実施要綱(第8条、第9条)	H25.03.28	○	○ 第8条	(1)成年後見人等に対する報酬等に関する支援を受けなければ、成年後見制度の利用が困難な状況にある場合 (2)被保護者である場合 (3)成年後見人等に対する報酬等を負担することで、要保護者となる場合		(報酬等の実費の範囲)	1.成年後見制度利用支援事業利用申請書を提出 【必要書類】 ・後見等の開始の事実が確認できる書類 2.成年後見制度利用支援事業利用承認(却下)通知書の通知 3.成年後見制度利用支援事業助成金交付申請書を提出 (成年後見人等が成年後見人等に対する報酬等の支払いの請求を受けた日から3月以内) 【必要書類】 ・成年後見人等から報酬の請求を受けたことを証する書類 ・心身の状況および生活状況等(収入及び資産状況を含む)を記載した書類 ・その他町長が必要と認める書類 4.成年後見制度利用支援事業助成金交付決定(却下)通知書を通知、被後見人等名義の口座に払い込む	・成年被後見人等 ・成年後見人等
52	大多喜町	大多喜町成年後見制度利用支援事業実施規則(第9条)	H25.05.14	○	× 第9条	(1)生活保護法による保護の基準により算出した成年被後見人等の生活保護基準額(各種加算を含む。)に家庭裁判所が決定した成年後見人等に対する報酬金額を加えた場合において、その合計金額が成年被後見人等の収入を超えるとき。 (2)成年被後見人等がその収入、預貯金及び換金可能な資産から家庭裁判所が決定した成年後見人等に対する報酬金額を支払うことにより、当該成年被後見人等が生計を維持することが困難になると認められるとき。	在宅	28千円/月	1.成年後見人等報酬助成申請書を提出 【必要書類】 ・報酬付与の決定通知書 ・資産証明書または評価証明書 (被保護者の場合) ・生活保護受給証明書 (被保護者以外) ・預貯金通帳の写し ・年金振込通知書の写し ・所得扶養証明書 ・登記事項証明書(必要な場合のみ) 2.成年後見人等報酬助成(支給・不支給)決定通知書の通知 3.成年後見人等報酬助成請求書を提出	・成年被後見人等
53	御宿町	御宿町成年後見制度利用支援事業実施要綱(第9条)	H18.10.24	○	○ 第4条 第9条	(1)補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難な状況にある者 (2)現に生活保護法に定める被保護者である者 (3)成年後見人等の報酬等を負担することで生活保護法による要保護者となる者	施設	18千円/月	1.御宿町成年後見人等の支援補助金交付申請書を提出 【必要書類】 ・後見等の開始の事実を明らかにする書類等 2.御宿町成年後見人等の支援補助金交付決定(却下)通知書の通知 3.成年後見制度利用支援事業補助金請求書を提出 (費用を支払った日から起算して2月以内)	・成年被後見人等 ・成年後見人 ・代理権の付与されている保佐人、補助人
							その他	28千円/月		

成年後見制度利用支援事業【報酬助成】の市町村別実施状況(H26年4.1現在)

H26.04.30

No.	市町村	根拠規程・要綱	最新改定	報酬助成の有無		成年被後見人等の資産的要件・条件、等	助成額		助成申請手続	申請出来る人
				首長申立	その他		区分	額(上限)		
54	鋸南町	鋸南町成年後見制度利用支援事業実施要綱(第7条)	H19.07.02	○	× 第7条	(1)成年後見人等の報酬の助成を受けなければ、成年後見人等の制度の利用が困難な状況にある者 (2)現に生活保護法に定める被保護者である者 (3)成年後見人等の報酬等を負担することで、生活保護法に定める要保護者となる者	施設	18千円/月	1.鋸南町成年後見制度利用支援事業助成金交付申請書を提出 【必要書類】 ・報酬付与の決定通知書 ・所有者不登載証明書(固定資産非所持証明書)又は不動産評価証明書 (生活保護受給者の場合) ・生活保護証明書 (上記以外) ・預貯金通帳の写し ・年金振込通知書の写し ・課税証明書 ・他の収入の証明書 ・登記事項証明書(必要とする場合のみ) 2.鋸南町成年後見制度利用支援事業助成金可否決定通知書の通知 3.鋸南町成年後見人等報酬費用助成金請求書を提出	・成年被後見人等 (規定なし)
						その他	28千円/月			